

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>（協力企業の放射線防護）</p> <p><b>第 1 2 6 条</b> 放射線・化学管理グループマネージャーは、管理区域内で作業を行う協力企業に対して、以下に示す放射線防護上の必要な事項を定め、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 管理区域出入者の遵守事項</p> <p>イ. 出入方法に関すること</p> <p>ロ. 個人線量計の着用に関すること</p> <p>ハ. 保護衣の着用に関すること</p> <p>ニ. 汚染拡大防止措置に関すること</p> <p>ホ. 管理区域内での飲食及び喫煙に関すること</p> <p>(2) 線量評価の項目及び頻度に関すること</p> <p>(3) 床、壁等の汚染発見時の措置に関すること</p> <p>2. 各マネージャーは、管理区域内で作業を行う協力企業に対して、第 1 項に定めた必要事項を遵守させる措置を講じる。</p>	<p><u>3. 各マネージャーは、運搬前に次の事項を確認する。</u></p> <p>(1) <u>法令に適合する容器に封入されていること</u></p> <p>(2) <u>法令に定める書類及び物品以外のものが収納されていないこと</u></p> <p>(3) <u>L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を行うこと</u></p> <p>(4) <u>A型輸送物若しくはB型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置を講じること</u></p> <p><u>4. 放射線・化学管理グループマネージャーは、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</u></p> <p>（協力企業の放射線防護）</p> <p><b>第 1 2 6 条</b> 放射線・化学管理グループマネージャーは、管理区域内で作業を行う協力企業に対して、以下に示す放射線防護上の必要な事項を定め、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 管理区域出入者の遵守事項</p> <p>イ. 出入方法に関すること</p> <p>ロ. 個人線量計の着用に関すること</p> <p>ハ. 保護衣の着用に関すること</p> <p>ニ. 汚染拡大防止措置に関すること</p> <p>ホ. 管理区域内での飲食及び喫煙に関すること</p> <p>(2) 線量評価の項目及び頻度に関すること</p> <p>(3) 床、壁等の汚染発見時の措置に関すること</p> <p>2. 各マネージャーは、管理区域内で作業を行う協力企業に対して、第 1 項に定めた必要事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p><b>第 1 2 7 条</b> 削除</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（発電所外に運搬時の遵守事項及び運搬前に遵守状況を確認することを規定）</p> <p>記載の適正化（条文が第 112 条の 2 へ移動したことによる欠番）</p>

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>第8章 保守管理 (保守管理計画) 第128条 保守管理を実施するにあたり、次の保守管理計画を定める。</p> <p>1. 定義 本保守管理計画における用語の定義は、「原子力発電所の保守管理規程 (JEAC4209-2007)」に従うものとする。</p> <p>2. 保守管理の実施方針及び保守管理目標 (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、保守管理の継続的な改善を図るため、保守管理の現状等を踏まえ、保守管理の実施方針を定める。また、12.の保守管理の有効性評価の結果、及び保守管理を行う観点から特別な状態 (7.3参照) を踏まえ保守管理の実施方針の見直しを行う。 (2) 組織は、保守管理の実施方針に基づき、保守管理の改善を図るための保守管理目標を設定する。また、12.の保守管理の有効性評価の結果、及び保守管理を行う観点から特別な状態 (7.3参照) を踏まえ保守管理目標の見直しを行う。</p> <p>3. 保全プログラムの策定 組織は、2.の保守管理目標を達成するため4.より11.からなる保全プログラムを策定する。 また、12.の保守管理の有効性評価の結果、及び保守管理を行う観点から特別な状態 (7.3参照) を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>4. 保全対象範囲の策定 組織は、原子力発電施設の中から、保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。 (1) 廃止措置計画で定める廃止措置期間中に機能を維持すべき設備 (2) その他自ら定める設備</p> <p>5. 保全重要度の設定 組織は、4.の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の保全重要度を設定する。 (1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度を参考に、廃止措置期間中における安全機能要求を考慮して設定する。 (2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。 なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響を考慮することができる。 (3) 構築物の保全重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。</p>	<p>第8章 施設管理 (施設管理計画) 第128条 原子炉施設について原子炉設置（変更）許可を受けた設備に係る事項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下、本編において「技術基準規則」という。）を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、次の施設管理計画を定める。</p> <p>(削除)</p> <p>1. 施設管理の実施方針及び施設管理目標 (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、11.の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態 (6.3参照) を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。 (2) 組織は、施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、11.の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態 (6.3参照) を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>2. 保全プログラムの策定 組織は、1.の施設管理目標を達成するため3.より10.からなる保全プログラムを策定する。 また、11.の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態 (6.3参照) を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>3. 保全対象範囲の策定 組織は、原子炉施設の中から、保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。 (1) 廃止措置計画で定める性能維持施設 (2) その他自ら定める設備</p> <p>4. 施設管理重要度の設定 組織は、3.の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の施設管理の重要度として点検に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）と設計及び工事に用いる重要度を設定する。 (1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度を参考に、廃止措置期間中における安全機能要求を考慮して設定する。 (2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。 なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響を考慮することができる。 (3) 構築物の保全重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。</p> <p>(4) 設計及び工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重要度分類指針の重要度を参考に、廃止措置期間中における安全機能を考慮して設定する。 (5) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則及び保安規定審査基準の改正並びに原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド（保安措置運用ガイド）の反映。以下同じ）</p>

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために <u>5.</u> の保全重要度を踏まえ、系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a) 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>系統レベルの保全活動管理指標として、<u>5.</u> (1) の保全重要度の高い系統に対して以下のものを設定する。</p> <p>① 予防可能故障（MPFF）回数</p> <p>(2) 組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、<u>11.</u> の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>a) 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>① 予防可能故障（MPFF）回数の目標値は、運転実績及び重要度分類指針の重要度を考慮して設定する。</p> <p>(3) 組織は、系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>(4) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p>7. 保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、<u>4.</u> の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>a) 点検計画（<u>7.1</u> 参照）</p> <p>b) 補修、取替え及び改造計画（<u>7.2</u> 参照）</p> <p>c) 特別な保全計画（<u>7.3</u> 参照）</p> <p>(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、<u>5.</u> の保全重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、<u>11.</u> の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>a) 運転実績、事故及び故障事例などの運転経験</p> <p>b) 使用環境及び設置環境</p> <p>c) 劣化、故障モード</p> <p>d) 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e) 科学的知見</p> <p>(3) 組織は、保全の実施段階において維持すべき原子炉施設の安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p>7.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 組織は、点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、構築物、系統及び機器の適切な単位毎に、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a) 予防保全</p> <p>i) 時間基準保全</p> <p>ii) 状態基準保全</p> <p>b) 事後保全</p>	<p>5. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために <u>4.</u> の施設管理重要度を踏まえ、施設管理目標の中で系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a) 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>系統レベルの保全活動管理指標として、<u>4.</u> (1) の施設管理重要度の高い系統に対して以下のものを設定する。</p> <p>① 予防可能故障（MPFF）回数</p> <p>(2) 組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、<u>10.</u> の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>a) 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>① 予防可能故障（MPFF）回数の目標値は、運転実績及び重要度分類指針の重要度を考慮して設定する。</p> <p>(3) 組織は、系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>(4) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p>6. 保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、<u>3.</u> の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>a) 点検計画（<u>6.1</u> 参照）</p> <p>b) 設計及び工事の計画（<u>6.2</u> 参照）</p> <p>c) 特別な保全計画（<u>6.3</u> 参照）</p> <p>(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、<u>4.</u> の施設管理重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、<u>10.</u> の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>a) 運転実績、事故及び故障事例などの運転経験</p> <p>b) 使用環境及び設置環境</p> <p>c) 劣化、故障モード</p> <p>d) 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e) 科学的知見</p> <p>(3) 組織は、保全の実施段階において維持すべき原子炉施設の安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p>6.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 組織は、点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、構築物、系統及び機器の適切な単位毎に、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a) 予防保全</p> <p>i) 時間基準保全</p> <p>ii) 状態基準保全</p> <p>b) 事後保全</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則及び保安規定審査基準の改正並びに保安措置運用ガイドの反映。以下同じ）</p>

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>(3) 組織は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a) 時間基準保全 点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検又は定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b) 状態基準保全</p> <p>① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c) 事後保全 事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p>	<p>(3) 組織は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a) 時間基準保全 点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検又は定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b) 状態基準保全</p> <p>① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c) 事後保全 事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p>(4) 組織は、点検を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮している状態にあることを事業者検査<sup>※1</sup>により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a) 事業者検査の具体的方法</p> <p>b) 所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c) 事業者検査の実施時期</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則及び保安規定審査基準の改正並びに保安措置運用ガイドの反映。以下同じ）</p>

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>7.2 補修，取替え及び改造計画の策定</p> <p>(1) 組織は，補修，取替え及び改造を実施する場合は，あらかじめその方法及び実施時期を定めた計画を策定する。<u>このうち，安全上重要な機器等<sup>※1</sup>の補修，取替え及び改造については，法令に基づく必要な手続き<sup>※2</sup>の有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む。）について確認を行い，法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む。）の確認結果を記録する。</u></p> <p>(2) 組織は，補修，取替え及び改造を実施する構築物，系統及び機器が，所定の機能を発揮しうる状態にあることを検査及び試験により確認・評価する時期までに，次の事項を定める。</p> <p>a) 検査及び試験の具体的方法</p> <p>b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な検査及び試験の項目，評価方法及び管理基準</p> <p>c) 検査及び試験の実施時期</p> <p>※1：安全上重要な機器等とは，安全上重要な機器等を定める告示に定める機器及び構造物のうち，使用済燃料貯蔵設備及び燃料取扱設備をいう。（以下，本条及び第141条において同じ。）</p> <p>※2：法令に基づく必要な手続きとは，原子炉等規制法 第43条の3の8（変更の許可及び届出等），第43条の3の9（工事の計画の認可），第43条の3の10（工事の計画の届出），第43条の3の11（使用前検査）及び第43条の3の13（溶接安全管理検査）並びに電気事業法 第47条・第48条（工事計画）及び第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。（以下，本条及び第141条において同じ。）</p> <p>7.3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は，地震，事故等により特別な保全を実施する場合などは，特別な措置として，あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は，特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物，系統及び機器が，所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに，次の事項を定める。</p> <p>a) 点検の具体的方法</p> <p>b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目，評価方法及び管理基準</p> <p>c) 点検の実施時期</p>	<p>※1：事業者検査とは，点検及び工事に伴うリリースのため，点検及び工事とは別に，要求事項への適合を確認する合否判定行為であり，第128条の4（使用前事業者検査の実施）による使用前事業者検査及び第128条の5（定期事業者検査の実施）による定期事業者検査をいう（以下，本条において同じ）。</p> <p>6.2 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 組織は，設計及び工事を実施する場合は，あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。</p> <p>また，安全上重要な機器等<sup>※2</sup>の設計及び工事を実施する場合は，その計画段階において，法令に基づく必要な手続き<sup>※3</sup>の要否について確認を行い，その結果を記録する。</p> <p>(2) 組織は，原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は，使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) 組織は，<u>工事を実施する構築物，系統及び機器が，所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査並びに事業者検査以外の検査及び試験（以下「試験等」という。）により確認・評価する時期までに，次の事項を定める。</u></p> <p>a) 事業者検査及び試験等の具体的方法</p> <p>b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査及び試験等の項目，評価方法及び管理基準</p> <p>c) 事業者検査及び試験等の実施時期</p> <p>※2：安全上重要な機器等とは，「安全上重要な機器等を定める告示」に定める機器及び構造物のうち，使用済燃料貯蔵設備及び燃料取扱設備をいう。</p> <p>※3：法令に基づく手続きとは，原子炉等規制法 第43条の3の8（変更の許可及び届出等），第43条の3の9（設計及び工事の計画の認可），第43条の3の10（設計及び工事の計画の届出），第43条の3の11第3項（使用前事業者検査の確認申請）及び第43条の3の34（発電用原子炉の廃止に伴う措置）並びに電気事業法第47条・第48条（工事計画）及び第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。</p> <p>6.3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は，地震，事故等により特別な保全を実施する場合などは，特別な措置として，あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は，特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物，系統及び機器が，所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに，次の事項を定める。</p> <p>a) 点検の具体的方法</p> <p>b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目，評価方法及び管理基準</p> <p>c) 点検の実施時期</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則及び保安規定審査基準の改正並びに保安措置運用ガイドの反映。以下同じ）</p>

注）下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>8. 保全の実施</p> <p>(1) 組織は、7. で定める保全計画に従って点検・補修等の保全を実施する。</p> <p>(2) 組織は、保全の実施にあたって、以下の必要なプロセスを実施する。</p> <p><u>a) 工事計画</u></p> <p><u>b) 設計管理</u></p> <p><u>c) 調達管理</u></p> <p><u>d) 工事管理</u></p> <p>(3) 組織は、点検・補修等の結果について記録する。</p> <p><u>なお、安全上重要な機器等の点検・補修等について、それを確認するために必要な事項、安全上重要な機器等の補修等について法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む。）を確認するために必要な事項を含む。</u></p> <p>9. 点検・補修等の結果の確認・評価</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の点検・補修等の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期<sup>※3</sup>までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、<u>点検・補修等が実施されていることを、所定の時期<sup>※3</sup>までに確認・評価し、記録する。</u></p> <p>(3) <u>安全上重要な機器等の点検・補修等であることを確認した結果、安全上重要な機器等の補修等について法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容を確認した結果を含む。</u></p> <p>※3: 所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>10. 点検・補修等の不適合管理、是正処置及び予防処置</p> <p>(1) 組織は、以下の a) 及び b) の場合には、不適合管理を行ったうえで、9. の確認・評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期の是正処置並びに予防処置を講じる。</p> <p>a) <u>点検・補修等を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</u></p> <p>b) <u>最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、点検・補修等が実施されていることが確認・評価できない場合</u></p> <p>(2) 組織は、(1) a) 及び b) の場合の不適合管理、是正処置及び予防処置について記録する。</p>	<p>7. 保全の実施</p> <p>(1) 組織は、6. で定める保全計画に従って点検・補修等の保全を実施する。</p> <p>(2) 組織は、保全の実施にあたって、<u>第128条の2（設計管理）による設計管理、第128条の3（作業管理）による作業管理を実施する。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>保全の結果について記録する。</u></p> <p>8. 保全の結果の確認・評価</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の保全の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期<sup>※4</sup>までに確認・評価し、記録する。</p> <p><u>(2) 組織は、原子炉施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることを合否判定により検証するため、事業者検査を実施する。</u></p> <p>(3) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、<u>保全が実施されていることを、所定の時期<sup>※4</sup>までに確認・評価し、記録する。</u></p> <p>※4: 所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>9. 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、<u>施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の a) 及び b) の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下の a) 及び b) に至った場合には、不適合管理を行ったうえで是正処置を講じる。</u></p> <p>a) <u>保全を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</u></p> <p>b) <u>最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</u></p> <p>(2) 組織は、<u>他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響を照らし、適切な未然防止処置を講じる。</u></p> <p><u>(3) 組織は、(1) 及び (2) の活動を第3条に定める改善措置活動に基づき実施する。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則及び保安規定審査基準の改正並びに保安措置運用ガイドの反映。以下同じ）</p>

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p><u>11. 保全の有効性評価</u>            組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。            なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a) 保全活動管理指標の監視結果            b) 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績            c) トラブルなど運転経験            d) 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ            e) リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) 組織は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合には、<u>7.1</u>に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a) 点検及び取替結果の評価            b) 劣化トレンドによる評価            c) 類似機器等のベンチマークによる評価            d) 研究成果等による評価</p> <p>(3) 組織は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p> <p><u>12. 保守管理の有効性評価</u>            (1) 組織は、<u>11.</u>の保全の有効性評価の結果及び<u>2.</u>の保守管理目標の達成度から、定期的に保守管理の有効性を評価し、<u>保守管理</u>が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。            (2) 組織は、<u>保守管理</u>の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p> <p>13. 情報共有            組織は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報について、BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と共有する。</p>	<p><u>10. 保全の有効性評価</u>            組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。            なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a) 保全活動管理指標の監視結果            b) 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績            c) トラブルなど運転経験            d) 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ            e) リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) 組織は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合には、<u>6.1</u>に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a) 点検及び取替結果の評価            b) 劣化トレンドによる評価            c) 類似機器等のベンチマークによる評価            d) 研究成果等による評価</p> <p>(3) 組織は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p> <p><u>11. 施設管理の有効性評価</u>            (1) 組織は、<u>10.</u>の保全の有効性評価の結果及び<u>1.</u>の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、<u>施設管理</u>が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。            (2) 組織は、<u>施設管理</u>の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p> <p><u>12. 構成管理</u>  <u>組織は、施設管理を通じて以下の要素間の均衡を維持する。</u></p> <p>a) <u>設計要件（第3条（品質マネジメントシステム計画）7.2.1に示す個別業務等要求事項として明確にすべき事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第128条の2で実施する設計に対する要求事項をいう。）</u></p> <p>b) <u>施設構成情報（第3条（品質マネジメントシステム計画）4.2.1に示す文書のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。）</u></p> <p>c) <u>物理的構成（実際の構築物、系統及び機器をいう。）</u></p> <p>13. 情報共有            組織は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報について、BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と共有する。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則及び保安規定審査基準の改正並びに保安措置運用ガイドの反映。以下同じ）</p>

注）下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p><b>第128条の2</b> 削除</p> <p><u>（溶接事業者検査の実施）</u>  <b>第128条の3</b> 所長は、溶接事業者検査を統括する。                  2. 溶接事業者検査の工事担当マネージャーは、溶接事業者検査の検査実施責任者として関係箇所と十分な連絡協調を図りながら溶接事業者検査を進めるとともに、所管する検査員の職務の遂行に関して適切な指示、管理を行う。</p>	<p><u>（設計管理）</u>  <b>第128条の2</b> 組織は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更<sup>5</sup>に該当するかどうかを判断する。                  2. 組織は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第3条7.3に従って実施する。                  (1) 保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項                  (2) 技術基準規則の規定及び原子炉設置（変更）許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項                  (3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報                  (4) 設計開発に不可欠なその他の要求事項                  3. 本条における設計管理には、次条に定める作業管理及び第128条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p> <p><u>（作業管理）</u>  <b>第128条の3</b> 組織は、前条の設計に従い工事を実施する。                  2. 組織は、原子炉施設の点検及び工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するために次の事項を考慮した作業管理を行う。                  (1) 他の原子炉施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止                  (2) 供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止                  (3) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取                  (4) 作業工程の管理                  (5) 供用開始までの作業対象設備の管理                  (6) 第6章に基づく放射性廃棄物管理                  (7) 第7章に基づく放射線管理                  3. 組織は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、または外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項及び第13条による巡視点検を定期的に行う。</p> <p><u>（使用前事業者検査の実施）</u>  <b>第128条の4</b> 所長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる原子炉施設について、設置又は変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、技術基準規則へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。                  2. 検査グループマネージャーは、次の各号を実施する。                  (1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。                  (2) 検査要領書<sup>5</sup>を定める。                  (3) 検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。                  a) 設工認に従って行われたものであること                  b) 技術基準規則に適合するものであること</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（保安措置運用ガイドの反映、以下同じ）</p>

注）下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
	<p><u>(4) 検査の実施体制を構築する。</u></p> <p>※5：検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法、その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a) 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法 b) 機能及び性能を確認するために十分な方法 c) その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p> <p>3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p><u>(1) 前項で定めた検査要領書に従い、検査を実施する。</u></p> <p><u>(2) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前項(3)a)及びb)の基準に適合することを最終判断する。</u></p> <p>4. 検査グループマネージャーは検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</p> <p><u>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者</u></p> <p><u>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者</u></p> <p><u>(3) 前号に掲げる供給者とは別の当該検査業務に係る役務の供給者</u></p> <p>5. 検査グループマネージャーは、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、検査実施責任者及び前項に規定する検査員は、それを実施する。</p> <p>6. 各マネージャーは、第2項、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p><u>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</u></p> <p><u>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</u></p> <p>7. 各室長は、第2項、第3項及び第4項に係る事項について、検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p><u>(定期事業者検査の実施)</u></p> <p><u>第128条の5 所長は、原子炉施設が技術基準規則に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</u></p> <p>2. 検査グループマネージャーは、次の各号を実施する。</p> <p><u>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</u></p> <p><u>(2) 検査要領書<sup>※6</sup>を定める。</u></p> <p><u>(3) 検査対象の原子炉施設が技術基準規則に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</u></p> <p><u>(4) 検査の実施体制を構築する。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（保安措置運用ガイドの反映。以下同じ）</p>

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
	<p>※6：プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a) 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生の状況を確認するために十分な方法</p> <p>b) 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>c) a)及び b)による方法のほか、技術基準規則に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</p> <p>3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1)前項で定めた検査要領書に従い、検査を実施する。</p> <p>(2)検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前項(3)の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4. 検査グループマネージャーは、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</p> <p>(1)第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者</p> <p>(2)検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者</p> <p>(3)前号に掲げる供給者とは別の当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5. 検査グループマネージャーは、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、検査実施責任者及び前項に規定する検査員は、それを実施する。</p> <p>6. 各マネージャーは、第2項、第3項及び第4項に係る事項として、次の各号を実施する。</p> <p>(1)検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2)検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>7. 各室長は、第2項、第3項及び第4項に係る事項について、検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>(以下略)</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（保安措置運用ガイドの反映、以下同じ）</p>

注) 下線は変更事項に含まない。



敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

総括表中分類との対応	内 容	対象者及び教育時間 <sup>※2</sup>								電離放射線障害防止規則の分類	
		技術系所員							左記以外の所員		事務系所員
		廃止措置室員	当直長 副当直長	運転員 I	運転員 II	放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者	燃料の取扱いの業務に関わる者				
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 <sup>※1</sup>	①核燃料物質又は使用済燃料の種類及び性状 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の種類及び性状	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識
放射線管理に関する事 <sup>※1</sup>	①管理区域に関する事										
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 <sup>※1</sup>	②核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序										
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 <sup>※1</sup>	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業の方法及び順序	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	原子炉施設における作業の方法に関する知識
放射線管理に関する事 <sup>※1</sup>	④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法										
放射線管理に関する事 <sup>※1</sup>	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去の方法										
非常の場合に講ずべき処置に関する事 <sup>※1</sup>	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法										
・原子炉施設の構造、性能に関する事 <sup>※1</sup> ・放射線管理に関する事 <sup>※1</sup>	原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識
放射線管理に関する事 <sup>※1</sup>	①電離放射線の種類及び性質 ②電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	電離放射線の生体に与える影響
関係法令及び保安規定の遵守に関する事 <sup>※1</sup>	法、令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係条項	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	○ (1.0時間以上)	○ (1.0時間以上)	関係法令
放射線管理に関する事 <sup>※1</sup>	①管理区域への立入り及び退去の手順										
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 <sup>※1</sup>	②核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業										
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 <sup>※1</sup>	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業										
放射線管理に関する事 <sup>※1</sup>	④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	○ (2.0時間以上)	○ (2.0時間以上)	原子炉施設における作業の方法及び同施設に係る設備の取扱い
放射線管理に関する事 <sup>※1</sup>	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去										
・原子炉施設の構造、性能に関する事 <sup>※1</sup> ・放射線管理に関する事 <sup>※1</sup>	⑥原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱い										
非常の場合に講ずべき処置に関する事 <sup>※1</sup>	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置										

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）

※1：各室長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。  
 ※2：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。  
 ◎：全員が教育の対象者  
 ○：業務に関連する者が教育の対象  
 ( )：合計の教育時間

総括表中分類との対応	内 容	対象者及び教育時間 <sup>※2</sup>								電離放射線障害防止規則の分類	
		技術系所員							左記以外の所員		事務系所員
		廃止措置室員	当直長 副当直長	運転員 I	運転員 II	放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者	燃料の取扱いの業務に関わる者				
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 <sup>※1</sup>	①核燃料物質又は使用済燃料の種類及び性状 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の種類及び性状	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識
放射線管理に関する事 <sup>※1</sup>	①管理区域に関する事										
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 <sup>※1</sup>	②核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序										
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 <sup>※1</sup>	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業の方法及び順序	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	原子炉施設における作業の方法に関する知識
放射線管理に関する事 <sup>※1</sup>	④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法										
放射線管理に関する事 <sup>※1</sup>	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去の方法										
非常の場合に講ずべき処置に関する事 <sup>※1</sup>	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法										
・原子炉施設の構造、性能に関する事 <sup>※1</sup> ・放射線管理に関する事 <sup>※1</sup>	原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識
放射線管理に関する事 <sup>※1</sup>	①電離放射線の種類及び性質 ②電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	電離放射線の生体に与える影響
関係法令及び保安規定の遵守に関する事 <sup>※1</sup>	法、令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係条項	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	○ (1.0時間以上)	○ (1.0時間以上)	関係法令
放射線管理に関する事 <sup>※1</sup>	①管理区域への立入り及び退去の手順										
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 <sup>※1</sup>	②核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業										
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 <sup>※1</sup>	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業										
放射線管理に関する事 <sup>※1</sup>	④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	○ (2.0時間以上)	○ (2.0時間以上)	原子炉施設における作業の方法及び同施設に係る設備の取扱い
放射線管理に関する事 <sup>※1</sup>	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去										
・原子炉施設の構造、性能に関する事 <sup>※1</sup> ・放射線管理に関する事 <sup>※1</sup>	⑥原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱い										
非常の場合に講ずべき処置に関する事 <sup>※1</sup>	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置										

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）

※1：各室長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。  
 ※2：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。  
 ◎：全員が教育の対象者  
 ○：業務に関連する者が教育の対象  
 ( )：合計の教育時間

原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（法令改正に伴い「保守及び点検」を「保全」に変更）

備考

注）下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

表 1 3 9 - 3 所員への保安教育実施方針（運転員）

保安教育の内容			内 容	対象者 <sup>※1</sup>					実施時期及び教育時間
中分類	小分類 (項目)	細目		運転員					
				当直長 副当直長	運転員 I	運転員 II	放射性廃棄物処理設備 の業務に関わる者	燃料の取扱いの業務に 関わる者	
関係法令及び保安規定の遵守に関する事	保安規定並びに関係法令及び保安規定の遵守	総則、品質保証、保安管理体制、保安教育、記録及び報告に関する規則の概要並びに関係法令及び保安規定の遵守に関する事	◎	◎	◎	◎	◎		
		保安に関する各組織及び各職務の具体的役割と確認すべき記録	◎	×	×	×	×		
原子炉施設の廃止措置管理に関する事	施設運用管理	施設運用管理 I	廃止措置管理の恒久的措置・通則の概要	◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物処理設備に関することのみ)	×	
			施設運用上の基準の概要						
		巡視・定期試験 I	巡視の範囲と確認項目	◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物処理設備に関することのみ)	×	
			定期試験の内容と頻度						
		異常時対応 (現場機器対応)	各設備の運転操作の概要(現場操作)	◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物処理設備に関することのみ)	×	
			警報発生時の対応操作(現場操作)						
		施設運用管理 II	廃止措置管理の恒久的措置・通則の適用と根拠	◎	◎	×	×	×	
			施設運用上の基準の具体的値と制限を超えた場合の措置						
		巡視・定期試験 II	巡視時の確認項目の根拠	◎	◎	×	×	×	
			定期試験の基準値						
		異常時対応 (中央制御室内対応)	各設備の運転操作と監視項目	◎	◎	×	×	×	
			警報発生時の対応操作(中央制御室)						
		施設運用管理 III	施設運用上の基準及び基準を超えた場合の措置の根拠と運用	◎	×	×	×	×	
		異常時対応 (指揮、状況判断)	警報発生時の監視項目(指揮、状況判断)	◎	×	×	×	×	
保守管理	保守管理計画に関する事 I	施設定期検査時の検査項目概要	◎	◎	◎	×	×		
	保守管理計画に関する事 II	施設定期検査時の検査項目の根拠	◎	×	×	×	×		
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事	放射性廃棄物管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関する事	◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物処理設備に関することのみ)	×		
		燃料の臨界管理に関する事	◎	◎	◎	×	◎		
	燃料管理	燃料の運搬及び貯蔵に関する事							

※1：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。  
 ※2：記載するにあたっての考えは、以下のとおり。  
 ・本教育は、同一細目であっても対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある。(ある教育で、複数の細目をカバーする場合もある。)  
 ・この〇年間では〇〇時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間であり、上表はこの教育時間の中に含まれている。(上述の表の細目の時間を累積した時間ではない。)  
 ・各細目の内容が密接に関わっていることから細目毎の時間の区別は行わない。

◎：全員が教育の対象者  
 (関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり)  
 ×：教育の対象外

<当直長、副当直長、運転員 I、運転員 II >  
 3年間で20時間以上<sup>※2</sup>  
 <放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者 >  
 3年間で24時間以上<sup>※2</sup>  
 <燃料の取扱いの業務に関わる者 >  
 3年間で3時間以上<sup>※2</sup>

敦賀発電所原子炉施設保安規定(変更前)

表 1 3 9 - 3 所員への保安教育実施方針（運転員）

保安教育の内容			内 容	対象者 <sup>※1</sup>					実施時期及び教育時間
中分類	小分類 (項目)	細目		運転員					
				当直長 副当直長	運転員 I	運転員 II	放射性廃棄物処理設備 の業務に関わる者	燃料の取扱いの業務に 関わる者	
関係法令及び保安規定の遵守に関する事	保安規定並びに関係法令及び保安規定の遵守	総則、品質保証、保安管理体制、保安教育、記録及び報告に関する規則の概要並びに関係法令及び保安規定の遵守に関する事	◎	◎	◎	◎	◎		
		保安に関する各組織及び各職務の具体的役割と確認すべき記録	◎	×	×	×	×		
原子炉施設の廃止措置管理に関する事	施設運用管理	施設運用管理 I	廃止措置管理の恒久的措置・通則の概要	◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物処理設備に関することのみ)	×	
			施設運用上の基準の概要						
		巡視・定期試験 I	巡視の範囲と確認項目	◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物処理設備に関することのみ)	×	
			定期試験の内容と頻度						
		異常時対応 (現場機器対応)	各設備の運転操作の概要(現場操作)	◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物処理設備に関することのみ)	×	
			警報発生時の対応操作(現場操作)						
		施設運用管理 II	廃止措置管理の恒久的措置・通則の適用と根拠	◎	◎	×	×	×	
			施設運用上の基準の具体的値と制限を超えた場合の措置						
		巡視・定期試験 II	巡視時の確認項目の根拠	◎	◎	×	×	×	
			定期試験の基準値						
		異常時対応 (中央制御室内対応)	各設備の運転操作と監視項目	◎	◎	×	×	×	
			警報発生時の対応操作(中央制御室)						
		施設運用管理 III	施設運用上の基準及び基準を超えた場合の措置の根拠と運用	◎	×	×	×	×	
		異常時対応 (指揮、状況判断)	警報発生時の監視項目(指揮、状況判断)	◎	×	×	×	×	
施設管理	施設管理計画に関する事 I	定期事業者検査時の検査項目概要	◎	◎	◎	×	×		
	施設管理計画に関する事 II	定期事業者検査時の検査項目の根拠	◎	×	×	×	×		
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事	放射性廃棄物管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関する事	◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物処理設備に関することのみ)	×		
		燃料の臨界管理に関する事	◎	◎	◎	×	◎		
	燃料管理	燃料の運搬及び貯蔵に関する事							

※1：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。  
 ※2：記載するにあたっての考えは、以下のとおり。  
 ・本教育は、同一細目であっても対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある。(ある教育で、複数の細目をカバーする場合もある。)  
 ・この〇年間では〇〇時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間であり、上表はこの教育時間の中に含まれている。(上述の表の細目の時間を累積した時間ではない。)  
 ・各細目の内容が密接に関わっていることから細目毎の時間の区別は行わない。

◎：全員が教育の対象者  
 (関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり)  
 ×：教育の対象外

<当直長、副当直長、運転員 I、運転員 II >  
 3年間で20時間以上<sup>※2</sup>  
 <放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者 >  
 3年間で24時間以上<sup>※2</sup>  
 <燃料の取扱いの業務に関わる者 >  
 3年間で3時間以上<sup>※2</sup>

敦賀発電所原子炉施設保安規定(変更後)

備考

原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(実用炉規則改正を反映、法令改正に伴い「保守管理」を「施設管理」に変更)

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

表 1 4 0 保安教育実施方針（協力企業）

(1) 発電所入所時に安全に必要な教育

大分類	保安教育の内容		実施時期	対象者 <sup>※2</sup>	
	中分類 (実用炉規則第92条の内容)	小分類 (項目)		放射線業務従事者	放射線業務従事者以外
入所時に実施する教育 <sup>※1</sup>	原子炉施設の構造・性能に関する事	作業上の留意事項	入所時	◎	○
	非常の場合に講ずべき処置に関する事	非常の場合に講ずべき処置の概要		◎	◎
	関係法令及び保安規定の遵守に関する事	関係法令及び保安規定の遵守に関する事		◎	○
	原子炉施設の廃止措置に関する事	廃止措置の概要 <sup>※3</sup>		◎	○

(2) 放射線業務従事者に対する教育

総括表中分類との対応	内 容	実施時期	対象者及び教育時間 <sup>※2</sup>		電離放射線障害防止規則の分類
			放射線業務従事者	放射線業務従事者以外	
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 <sup>※1</sup>	①核燃料物質又は使用済燃料の種類及び性状 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の種類及び性状	管理区域内において、核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物を取り扱う業務に就かせる時	◎ (0.5時間以上)	×	核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識
放射線管理に関する事 <sup>※1</sup>	①管理区域に関する事		◎ (1.5時間以上)	×	原子炉施設における作業の方法に関する知識
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 <sup>※1</sup>	②核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序				
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 <sup>※1</sup>	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業の方法及び順序				
放射線管理に関する事 <sup>※1</sup>	④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法				
放射線管理に関する事 <sup>※1</sup>	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去の方法		◎ (1.5時間以上)	×	原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識
非常の場合に講ずべき処置に関する事 <sup>※1</sup>	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法				
・原子炉施設の構造、性能に関する事 <sup>※1</sup> ・放射線管理に関する事 <sup>※1</sup>	原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法		◎ (0.5時間以上)	×	電離放射線の生体に与える影響
放射線管理に関する事 <sup>※1</sup>	①電離放射線の種類及び性質 ②電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響		◎ (1.0時間以上)	×	関係法令
関係法令及び保安規定の遵守に関する事 <sup>※1</sup>	法、令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係条項		◎ (2.0時間以上)	×	原子炉施設における作業の方法及び同施設に係る設備の取扱い
放射線管理に関する事 <sup>※1</sup>	①管理区域への立入り及び退去の手順				
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 <sup>※1</sup>	②核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業				
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 <sup>※1</sup>	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業				
放射線管理に関する事 <sup>※1</sup>	④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視				
放射線管理に関する事 <sup>※1</sup>	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去				
・原子炉施設の構造、性能に関する事 <sup>※1</sup> ・放射線管理に関する事 <sup>※1</sup>	⑥原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱い				
非常の場合に講ずべき処置に関する事 <sup>※1</sup>	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置				

※1：各マネージャーが、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。  
 ※2：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。  
 ※3：保安教育の内容は、廃止措置に従事する者のみを対象としている。

◎：全員が教育の対象者  
 ○：業務に関連する者が教育の対象  
 ×：教育の対象外  
 ( )：合計の教育時間

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）

表 1 4 0 保安教育実施方針（協力企業）

(1) 発電所入所時に安全に必要な教育

大分類	保安教育の内容		実施時期	対象者 <sup>※2</sup>	
	中分類 (実用炉規則第92条の内容)	小分類 (項目)		放射線業務従事者	放射線業務従事者以外
入所時に実施する教育 <sup>※1</sup>	原子炉施設の構造・性能に関する事	作業上の留意事項	入所時	◎	○
	非常の場合に講ずべき処置に関する事	非常の場合に講ずべき処置の概要		◎	◎
	関係法令及び保安規定の遵守に関する事	関係法令及び保安規定の遵守に関する事		◎	○
	原子炉施設の廃止措置に関する事	廃止措置の概要 <sup>※3</sup>		◎	○

(2) 放射線業務従事者に対する教育

総括表中分類との対応	内 容	実施時期	対象者及び教育時間 <sup>※2</sup>		電離放射線障害防止規則の分類
			放射線業務従事者	放射線業務従事者以外	
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 <sup>※1</sup>	①核燃料物質又は使用済燃料の種類及び性状 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の種類及び性状	管理区域内において、核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物を取り扱う業務に就かせる時	◎ (0.5時間以上)	×	核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識
放射線管理に関する事 <sup>※1</sup>	①管理区域に関する事		◎ (1.5時間以上)	×	原子炉施設における作業の方法に関する知識
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 <sup>※1</sup>	②核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序				
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 <sup>※1</sup>	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守の作業の方法及び順序				
放射線管理に関する事 <sup>※1</sup>	④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法				
放射線管理に関する事 <sup>※1</sup>	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去の方法		◎ (1.5時間以上)	×	原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識
非常の場合に講ずべき処置に関する事 <sup>※1</sup>	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法				
・原子炉施設の構造、性能に関する事 <sup>※1</sup> ・放射線管理に関する事 <sup>※1</sup>	原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法		◎ (0.5時間以上)	×	電離放射線の生体に与える影響
放射線管理に関する事 <sup>※1</sup>	①電離放射線の種類及び性質 ②電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響		◎ (1.0時間以上)	×	関係法令
関係法令及び保安規定の遵守に関する事 <sup>※1</sup>	法、令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係条項		◎ (2.0時間以上)	×	原子炉施設における作業の方法及び同施設に係る設備の取扱い
放射線管理に関する事 <sup>※1</sup>	①管理区域への立入り及び退去の手順				
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 <sup>※1</sup>	②核燃料物質もしくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業				
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 <sup>※1</sup>	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守の作業				
放射線管理に関する事 <sup>※1</sup>	④外部放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視				
放射線管理に関する事 <sup>※1</sup>	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去				
・原子炉施設の構造、性能に関する事 <sup>※1</sup> ・放射線管理に関する事 <sup>※1</sup>	⑥原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備及びその他の設備の取扱い				
非常の場合に講ずべき処置に関する事 <sup>※1</sup>	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置				

※1：各マネージャーが、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができる。  
 ※2：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。  
 ※3：保安教育の内容は、廃止措置に従事する者のみを対象としている。

◎：全員が教育の対象者  
 ○：業務に関連する者が教育の対象  
 ×：教育の対象外  
 ( )：合計の教育時間

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）

備考

原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（法令改正に伴い「保守及び点検」を「保全」に変更）

注）下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																																																																					
<p>第11章 記録及び報告</p> <p>(記録)</p> <p><b>第141条</b> 各室長及び各マネージャーは、表141-1、表141-3及び表141-4に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。(ただし、表141-1のうち、1.及び2.の記録は保存のみとする。)なお、記録を作成する場合は、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2. 組織は、表141-2に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録を作成する場合は、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>3. 各室長及び各マネージャーは、表141-5に定める保安に関する記録を保存する。</p>	<p>第11章 記録及び報告</p> <p>(記録)</p> <p><b>第141条</b> 各室長及び各マネージャーは、表141-1、表141-3、表141-4及び表141-4の2に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。(ただし、表141-1のうち、1.及び2.の記録は保存のみとする。)なお、記録を作成する場合は、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2. 組織は、表141-2に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録を作成する場合は、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>3. 各室長及び各マネージャーは、表141-5に定める保安に関する記録を保存する。</p>																																																																						
<p>表141-1</p>	<p>表141-1</p>																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録（実用炉規則第67条に基づく記録）</th> <th>記録すべき場合<sup>*1</sup></th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 使用前検査の結果</td> <td>検査の都度</td> <td>同一事項に関する次の検査の時までの期間</td> </tr> <tr> <td>2. 施設定期検査の結果</td> <td>検査の都度</td> <td>同一事項に関する次の検査の時までの期間</td> </tr> <tr> <td>3. 原子炉施設の巡視の状況並びにその担当者の氏名</td> <td>毎日1回</td> <td>巡視を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>4. 保守管理の実施状況及びその担当者の氏名<sup>*2</sup> (1) 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 (2) 点検・補修等の結果及びその担当者の氏名 (3) 点検・補修等の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 (4) 点検・補修等の不適合管理、是正処置、予防処置及びその担当者の氏名 (5) 安全上重要な機器等については、法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む）</td> <td>保守管理の実施の都度</td> <td>保守管理を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>5. 保守管理に関する方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 (2) 保守管理の有効性評価及びその担当者の氏名</td> <td>評価の都度</td> <td>評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画の改定までの期間</td> </tr> <tr> <td>6. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置</td> <td>配置又は配置替えの都度</td> <td>5年間</td> </tr> <tr> <td>7. 使用済燃料の払出し時における放射能の量</td> <td>払出しの都度</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>8. 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果</td> <td>挿入前及び取出後</td> <td>取出後10年間</td> </tr> <tr> <td>9. 使用済燃料の貯蔵施設の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率</td> <td>毎日1回</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>10. 放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率</td> <td>毎週1回</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>11. 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度</td> <td>1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月毎に1回</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>12. 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当</td> <td>毎週1回</td> <td>10年間</td> </tr> </tbody> </table>	記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合 <sup>*1</sup>	保存期間	1. 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間	2. 施設定期検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間	3. 原子炉施設の巡視の状況並びにその担当者の氏名	毎日1回	巡視を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間	4. 保守管理の実施状況及びその担当者の氏名 <sup>*2</sup> (1) 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 (2) 点検・補修等の結果及びその担当者の氏名 (3) 点検・補修等の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 (4) 点検・補修等の不適合管理、是正処置、予防処置及びその担当者の氏名 (5) 安全上重要な機器等については、法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む）	保守管理の実施の都度	保守管理を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間	5. 保守管理に関する方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 (2) 保守管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画の改定までの期間	6. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	5年間	7. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10年間	8. 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	挿入前及び取出後	取出後10年間	9. 使用済燃料の貯蔵施設の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日1回	10年間	10. 放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎週1回	10年間	11. 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月毎に1回	10年間	12. 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当	毎週1回	10年間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録（実用炉規則第67条に基づく記録）</th> <th>記録すべき場合<sup>*1</sup></th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 使用前確認の結果</td> <td>確認の都度</td> <td>同一事項に関する次の確認の時までの期間</td> </tr> <tr> <td>2. 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名<sup>*2</sup> (1) 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 (2) 保全の結果及びその担当者の氏名 (3) 保全の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 (4) 保全の不適合管理、是正処置、未然防止処置及びその担当者の氏名 (5) 安全上重要な機器等については、法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む）</td> <td>施設管理の実施の都度</td> <td>施設管理を実施した原子炉施設の解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>3. 施設管理に関する方針、施設管理の目標及び施設管理の実施に関する計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 (2) 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名</td> <td>評価の都度</td> <td>評価を実施した原子炉施設の施設管理に関する方針、施設管理の目標又は施設管理の実施に関する計画の改定までの期間</td> </tr> <tr> <td>4. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置</td> <td>配置又は配置替えの都度</td> <td>5年間</td> </tr> <tr> <td>5. 使用済燃料の払出し時における放射能の量</td> <td>払出しの都度</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>6. 使用済燃料の貯蔵施設の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率</td> <td>毎日1回</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>7. 放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率</td> <td>毎週1回</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>8. 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度</td> <td>1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月毎に1回</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>9. 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当</td> <td>毎週1回</td> <td>10年間</td> </tr> </tbody> </table>	記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合 <sup>*1</sup>	保存期間	1. 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間	2. 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 <sup>*2</sup> (1) 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 (2) 保全の結果及びその担当者の氏名 (3) 保全の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 (4) 保全の不適合管理、是正処置、未然防止処置及びその担当者の氏名 (5) 安全上重要な機器等については、法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む）	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した原子炉施設の解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間	3. 施設管理に関する方針、施設管理の目標及び施設管理の実施に関する計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 (2) 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の施設管理に関する方針、施設管理の目標又は施設管理の実施に関する計画の改定までの期間	4. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	5年間	5. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10年間	6. 使用済燃料の貯蔵施設の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日1回	10年間	7. 放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎週1回	10年間	8. 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月毎に1回	10年間	9. 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当	毎週1回	10年間	<p>原子力規制検査における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則改正の反映及び記録項目の番号繰り上げ。以下同じ）</p> <p>燃料体取出し後の検査が完了したため記載箇所を保存文書に変更</p>
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合 <sup>*1</sup>	保存期間																																																																					
1. 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間																																																																					
2. 施設定期検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間																																																																					
3. 原子炉施設の巡視の状況並びにその担当者の氏名	毎日1回	巡視を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間																																																																					
4. 保守管理の実施状況及びその担当者の氏名 <sup>*2</sup> (1) 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 (2) 点検・補修等の結果及びその担当者の氏名 (3) 点検・補修等の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 (4) 点検・補修等の不適合管理、是正処置、予防処置及びその担当者の氏名 (5) 安全上重要な機器等については、法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む）	保守管理の実施の都度	保守管理を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間																																																																					
5. 保守管理に関する方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 (2) 保守管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画の改定までの期間																																																																					
6. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	5年間																																																																					
7. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10年間																																																																					
8. 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	挿入前及び取出後	取出後10年間																																																																					
9. 使用済燃料の貯蔵施設の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日1回	10年間																																																																					
10. 放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎週1回	10年間																																																																					
11. 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月毎に1回	10年間																																																																					
12. 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当	毎週1回	10年間																																																																					
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合 <sup>*1</sup>	保存期間																																																																					
1. 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間																																																																					
2. 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 <sup>*2</sup> (1) 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名 (2) 保全の結果及びその担当者の氏名 (3) 保全の結果の確認・評価及びその担当者の氏名 (4) 保全の不適合管理、是正処置、未然防止処置及びその担当者の氏名 (5) 安全上重要な機器等については、法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容（手続きが不要と判断した場合はその理由を含む）	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した原子炉施設の解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間																																																																					
3. 施設管理に関する方針、施設管理の目標及び施設管理の実施に関する計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価及びその担当者の氏名 (2) 施設管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の施設管理に関する方針、施設管理の目標又は施設管理の実施に関する計画の改定までの期間																																																																					
4. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	5年間																																																																					
5. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10年間																																																																					
6. 使用済燃料の貯蔵施設の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日1回	10年間																																																																					
7. 放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎週1回	10年間																																																																					
8. 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月毎に1回	10年間																																																																					
9. 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当	毎週1回	10年間																																																																					

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）			敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）			備考
記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）	記録すべき場合※ <sup>1</sup>	保存期間	記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）	記録すべき場合※ <sup>1</sup>	保存期間	
量、空気中の放射性物質の 1 週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度			量、空気中の放射性物質の 1 週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度			原子力規制検査における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則改正の反映及び記録項目の番号繰り上げ。以下同じ）
13. 放射線業務従事者の 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量、女子※ <sup>3</sup> の放射線業務従事者の 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日を始期とする各 3 月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者については出産までの間毎月 1 日を始期とする 1 月間の線量	1 年間の線量にあっては毎年度 1 回、3 月間の線量にあっては 3 月毎に 1 回、1 月間の線量にあっては 1 月毎に 1 回	※ 4	10. 放射線業務従事者の 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量、女子※ <sup>3</sup> の放射線業務従事者の 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日を始期とする各 3 月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者については出産までの間毎月 1 日を始期とする 1 月間の線量	1 年間の線量にあっては毎年度 1 回、3 月間の線量にあっては 3 月毎に 1 回、1 月間の線量にあっては 1 月毎に 1 回	※ 4	
14. 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量が 20 ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該 1 年間を含む原子力規制委員会が定める 5 年間の線量	原子力規制委員会が定める 5 年間において毎年度 1 回	※ 4	11. 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量が 20 ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該 1 年間を含む原子力規制委員会が定める 5 年間の線量	原子力規制委員会が定める 5 年間において毎年度 1 回	※ 4	
15. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※ 4	12. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※ 4	
16. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める 5 年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	※ 4	13. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める 5 年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	※ 4	
17. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	1 年間	14. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	1 年間	
18. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日、場所及び方法	廃棄の都度	※ 5	15. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日、場所及び方法	廃棄の都度	※ 5	
19. 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	※ 5	16. 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	※ 5	
20. 放射性物質による汚染の広がり及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	広がり及び除去の都度	1 年間	17. 放射性物質による汚染の広がり及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	広がり及び除去の都度	1 年間	
21. 事故の発生及び復旧の日時	その都度	※ 5	18. 事故の発生及び復旧の日時	その都度	※ 5	
22. 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	※ 5	19. 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	※ 5	
23. 事故の原因	その都度	※ 5	20. 事故の原因	その都度	※ 5	
24. 事故後の処置	その都度	※ 5	21. 事故後の処置	その都度	※ 5	
25. 風向及び風速	連続して	10 年間	22. 風向及び風速	連続して	10 年間	
26. 降雨量	連続して	10 年間	23. 降雨量	連続して	10 年間	
27. 大気温度	連続して	10 年間	24. 大気温度	連続して	10 年間	
28. 保安教育の実施計画	策定の都度	3 年間	25. 保安教育の実施計画	策定の都度	3 年間	
29. 保安教育の実施日時、項目及び受けた者の氏名	実施の都度	3 年間	26. 保安教育の実施日時、項目及び受けた者の氏名	実施の都度	3 年間	
30. 廃止措置に係る工事方法、時期及び対象となる原子炉施設の設備の名称	廃止措置計画に記載された工事工程の終了の都度	※ 5	27. 廃止措置に係る工事方法、時期及び対象となる原子炉施設の設備の名称	廃止措置計画に記載された工事工程の終了の都度	※ 5	

※ 1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検・故障及び消耗品の取替えにより記録不能な期間を除く。

※ 2：実用炉規則第 3 7 条に基づく記録については、表 1 4 1 - 4 に示す。

※ 1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検・故障及び消耗品の取替えにより記録不能な期間を除く。

※ 2：実用炉規則第 1 4 条の 3、第 5 7 条に基づく記録については、表 1 4 1 - 4、表 1 4 1 - 4 の 2

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>※3：妊娠不能と診断された者を除く。</p> <p>※4：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p> <p>※5：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間</p>	<p>に示す。</p> <p>※3：妊娠不能と診断された者を除く。</p> <p>※4：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p> <p>※5：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間</p>	<p>備考</p> <p>原子力規制検査における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則改正の反映及び記録項目の番号繰り上げ。以下同じ）</p>

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）			敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）			備考
表 1 4 1 - 2 <sup>*6</sup>			表 1 4 1 - 2 <sup>*6</sup>			原子力規制検査における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更及び項目の番号繰り上げ。以下同じ）
記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間	記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間	
<p>第 3 条（品質保証計画）4. 2 文書化に関する要求事項 4. 2. 1 一般 に定める次の文書及び記録</p> <p>1. 文書化した、品質方針及び品質目標の表明</p> <p>2. 品質マネジメントシステムの一次文書  <u>(1) 第 3 条に定める品質保証計画</u>  <u>(2) 品質保証規程</u></p> <p>3. 品質マネジメントシステムの二次文書            (1) 原子力施設の重要度分類基準要項            (2) 品質管理要項            (3) 文書取扱要項            (4) 品質記録管理要項            (5) 品質目標及び品質保証計画管理要項  <u>(6) 品質保証委員会及び品質保証検討会運営要項</u>  <u>(7) マネジメントレビュー要項</u>  <u>(8) 力量設定管理要項</u>  <u>(9) 作業環境測定管理要項</u>            (10) 廃止措置管理業務要項            (11) 燃料管理業務要項            (12) 放射性廃棄物管理業務要項            (13) 放射線管理業務要項            (14) 保守管理業務要項            (15) 原子力災害対策業務要項            (16) コンプライアンス・安全文化醸成活動要項</p> <p><u>(17) 官庁申請手続取扱要項</u>            (18) 対外約束事項管理要項            (19) 原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会要項            (20) 官庁定期報告書作成及び官庁対応業務要項            (21) 事故・故障時等対応要項            (22) 設計管理要項            (23) 調達管理要項            (24) 重要設備取引先登録要項  <u>(25) 組織外所有物管理要項</u>  <u>(26) 予備品・貯蔵品取扱要項</u>            (27) 内部監査要項            (28) 業務プロセスレビュー要項</p> <p>(29) 試験・検査管理要項            (30) 不適合管理要項  <u>(31) 原子力施設情報公開ライブラリー「ニューシア」登録管理要項</u></p>	変更の都度	変更後 5 年が経過するまでの期間	<p>第 3 条（品質マネジメントシステム計画）4. 2 品質マネジメントシステムの文書化 4. 2. 1 一般 に定める次の文書及び記録</p> <p>1. 品質方針及び品質目標</p> <p>2. 品質マネジメントシステムの一次文書</p> <p><u>(1) 品質保証規程</u></p> <p>3. 品質マネジメントシステムの二次文書            (1) 原子力発電施設の重要度分類基準要項            (2) 品質管理要項            (3) 文書取扱要項            (4) 品質記録管理要項            (5) 品質目標及び品質保証計画管理要項</p> <p><u>(6) マネジメントレビュー要項</u>  <u>(7) 力量設定管理要項</u></p> <p><u>(8) 廃止措置管理業務要項</u>  <u>(9) 燃料管理業務要項</u>            (10) 放射性廃棄物管理業務要項            (11) 放射線管理業務要項            (12) 施設管理業務要項            (13) 原子力災害対策業務要項            (14) 安全文化育成・維持活動要項  <u>(15) リスクマネジメント運営要項</u></p> <p><u>(16) 対外約束事項管理要項</u>            (17) 原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会要項            (18) 外部コミュニケーション要項            (19) 事故・故障時等対応要項            (20) 設計管理要項            (21) 調達管理要項            (22) 重要設備取引先登録要項</p> <p><u>(23) 内部監査要項</u>  <u>(24) 業務プロセスレビュー要項</u>  <u>(25) パフォーマンスレビュー要項</u>            (26) 試験・検査管理要項            (27) 是正処置プログラム管理要項</p>	変更の都度	変更後 5 年が経過するまでの期間	

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）			敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）			備考
記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間	記録（実用炉規則第 67 条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間	
(32)データ分析要項 (33)根本原因分析実施要項 4. 組織内のプロセスの効率的な計画、運用及び管理を確実に実施するために組織が必要と決定した記録を含む文書 (1)三次文書 (2)一次文書、二次文書及び三次文書に基づき作成する社内文書 (3)外部文書			(28)データ分析要項 (29)根本原因分析実施要項 4. 品管規則の要求事項に基づき作成する手順書、指示書、図面等			原子力規制検査における検査制度の見直しに伴う変更（品管規則の制定に伴う変更及び項目の番号繰り上げ。以下同じ）
5. JEAC4111 の要求事項に基づき作成する次の記録 (1)マネジメントレビューの結果の記録 (2)教育、訓練、技能及び経験について該当する記録 (3)業務のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録 (4)業務に対する要求事項のレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録 (5)原子力施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録 (6)設計・開発のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録 (7)設計・開発の検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録 (8)設計・開発の妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録 (9)設計・開発の変更の記録 (10)設計・開発の変更のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録 (11)供給者の評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録 (12)プロセスの妥当性確認で組織が記録を必要とした活動の記録 (13)業務に関するトレーサビリティの記録 (14)組織外の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録 (15)校正又は検証に用いた基準の記録 (16)測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、過去の測定結果の妥当性評価の記録 (17)校正及び検証の結果の記録 (18)内部監査の結果の記録 (19)検査及び試験の合否判定基準への適合の記録 (20)リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人の記録 (21)不適合の性質及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録 (22)是正処置の結果の記録 (23)予防処置の結果の記録	作成の都度	5年	5. 品管規則の要求事項に基づき作成する次の記録 (1)マネジメントレビューの結果の記録 (2)要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録 (3)個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録 (4)個別業務等要求事項の審査を実施した記録、及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録 (5)個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報の記録 (6)設計開発のレビューの結果の記録、及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録 (7)設計開発の検証の結果の記録、及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録 (8)設計開発妥当性確認の結果の記録、及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録 (9)設計開発の変更の記録 (10)設計開発の変更のレビューの結果の記録、及び審査、検証及び妥当性確認の結果の記録並びにその結果に基づき講じた措置に係る記録 (11)調達物品等の供給者等の評価の結果の記録、及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録 (12)個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認の記録 (13)機器等又は個別業務に関するトレーサビリティの記録 (14)組織の外部の者の物品に関して、組織が必要と判断した場合の記録 (15)校正又は検証の根拠の記録 (16)監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合の従前の監視測定の結果の妥当性を評価した記録 (17)監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録 (18)内部監査の結果の記録 (19)使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録 (20)プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録 (21)不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置に係る記録 (22)講じた全ての是正処置及びその結果の記録	作成の都度	5年	

注）下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）			備考														
<p>※6：表141-1、表141-3及び表141-4に掲げるものを除く。</p> <p>（中略）</p> <p>表141-4</p> <table border="1" data-bbox="112 450 1016 965"> <thead> <tr> <th>記録（実用炉規則第37条に基づく記録）</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 溶接事業者検査の結果                      (1) 検査年月日                      (2) 検査の対象                      (3) 検査の方法                      (4) 検査の結果                      (5) 検査を行った者の氏名                      (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</td> <td>当該溶接事業者検査に係る原子炉容器等の存続する期間</td> </tr> <tr> <td>(7) 検査の実施に係る組織                      (8) 検査の実施に係る工程管理                      (9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項                      (10) 検査記録の管理に関する事項                      (11) 検査に係る教育訓練に関する事項</td> <td>当該溶接事業者検査を行った後最初の法第43条の3の13第6項の通知を受けるまでの期間</td> </tr> </tbody> </table>	記録（実用炉規則第37条に基づく記録）	保存期間	1. 溶接事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容	当該溶接事業者検査に係る原子炉容器等の存続する期間	(7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	当該溶接事業者検査を行った後最初の法第43条の3の13第6項の通知を受けるまでの期間	<table border="1" data-bbox="1070 194 1980 256"> <thead> <tr> <th>記録（実用炉規則第67条に基づく記録）</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(23) 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※6：表141-1、表141-3、表141-4及び表141-4の2に掲げるものを除く。</p> <p>（中略）</p> <p>表141-4</p> <table border="1" data-bbox="1070 446 1980 959"> <thead> <tr> <th>記録（実用炉規則第14条の3に基づく記録）</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 使用前事業者検査の結果                      (1) 検査年月日                      (2) 検査の対象                      (3) 検査の方法                      (4) 検査の結果                      (5) 検査を行った者の氏名                      (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容                      (7) 検査の実施に係る組織                      (8) 検査の実施に係る工程管理                      (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項                      (10) 検査記録の管理に関する事項                      (11) 検査に係る教育訓練に関する事項</td> <td>当該使用前事業者検査に係る発電用原子炉施設の存続する期間</td> </tr> </tbody> </table>	記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間	(23) 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録			記録（実用炉規則第14条の3に基づく記録）	保存期間	1. 使用前事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	当該使用前事業者検査に係る発電用原子炉施設の存続する期間	<p>原子力規制検査における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則改正の反映。以下同じ）</p>
記録（実用炉規則第37条に基づく記録）	保存期間																	
1. 溶接事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容	当該溶接事業者検査に係る原子炉容器等の存続する期間																	
(7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	当該溶接事業者検査を行った後最初の法第43条の3の13第6項の通知を受けるまでの期間																	
記録（実用炉規則第67条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間																
(23) 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録																		
記録（実用炉規則第14条の3に基づく記録）	保存期間																	
1. 使用前事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	当該使用前事業者検査に係る発電用原子炉施設の存続する期間																	

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考				
	<p>表141-4の2</p> <table border="1" data-bbox="1077 220 1980 730"> <thead> <tr> <th data-bbox="1077 220 1626 252">記録（実用炉規則第57条に基づく記録）</th> <th data-bbox="1626 220 1980 252">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1077 252 1626 730"> <p>1. 定期事業者検査の結果</p> <p>(1) 検査年月日</p> <p>(2) 検査の対象</p> <p>(3) 検査の方法</p> <p>(4) 検査の結果</p> <p>(5) 検査を行った者の氏名</p> <p>(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、 その内容</p> <p>(7) 検査の実施に係る組織</p> <p>(8) 検査の実施に係る工程管理</p> <p>(9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、 当該事業者の管理に関する事項</p> <p>(10) 検査記録の管理に関する事項</p> <p>(11) 検査に係る教育訓練に関する事項</p> </td> <td data-bbox="1626 252 1980 730"> <p>その発電用原子炉施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間</p> </td> </tr> </tbody> </table>	記録（実用炉規則第57条に基づく記録）	保存期間	<p>1. 定期事業者検査の結果</p> <p>(1) 検査年月日</p> <p>(2) 検査の対象</p> <p>(3) 検査の方法</p> <p>(4) 検査の結果</p> <p>(5) 検査を行った者の氏名</p> <p>(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、 その内容</p> <p>(7) 検査の実施に係る組織</p> <p>(8) 検査の実施に係る工程管理</p> <p>(9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、 当該事業者の管理に関する事項</p> <p>(10) 検査記録の管理に関する事項</p> <p>(11) 検査に係る教育訓練に関する事項</p>	<p>その発電用原子炉施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間</p>	<p>原子力規制検査における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則改正の反映、以下同じ）</p>
記録（実用炉規則第57条に基づく記録）	保存期間					
<p>1. 定期事業者検査の結果</p> <p>(1) 検査年月日</p> <p>(2) 検査の対象</p> <p>(3) 検査の方法</p> <p>(4) 検査の結果</p> <p>(5) 検査を行った者の氏名</p> <p>(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、 その内容</p> <p>(7) 検査の実施に係る組織</p> <p>(8) 検査の実施に係る工程管理</p> <p>(9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、 当該事業者の管理に関する事項</p> <p>(10) 検査記録の管理に関する事項</p> <p>(11) 検査に係る教育訓練に関する事項</p>	<p>その発電用原子炉施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間</p>					

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考																																																																						
<p>表 1 4 1 - 5</p> <table border="1" data-bbox="136 220 972 1093"> <thead> <tr> <th>記録項目</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1. 熱出力</td><td>1 0 年間</td></tr> <tr><td>2. 炉心の中性子束密度</td><td>1 0 年間</td></tr> <tr><td>3. 炉心の温度</td><td>1 0 年間</td></tr> <tr><td>4. 冷却材入口温度</td><td>1 0 年間</td></tr> <tr><td>5. 冷却材出口温度</td><td>1 0 年間</td></tr> <tr><td>6. 冷却材圧力</td><td>1 0 年間</td></tr> <tr><td>7. 冷却材流量</td><td>1 0 年間</td></tr> <tr><td>8. 制御棒位置</td><td>1 年間</td></tr> <tr><td>9. 再結合装置内の温度</td><td>1 年間</td></tr> <tr><td>10. 原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量</td><td>1 年間</td></tr> <tr><td>11. 原子炉内における燃料体の配置</td><td>取出後 1 0 年間</td></tr> <tr><td>12. 警報装置から発せられた警報<sup>※1</sup>の内容</td><td>1 年間</td></tr> <tr><td>13. 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びにこれらの者の交代の日時及び交代時の引継事項</td><td>1 年間</td></tr> <tr><td>14. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果</td><td>※2</td></tr> <tr><td>15. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果</td><td>※2</td></tr> <tr><td>16. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項</td><td>※3</td></tr> </tbody> </table> <p>※1：「警報装置から発せられた警報」とは、技術基準規則第4 7 条第1 項及び第2 項に規定する範囲の警報をいう。</p> <p>※2：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間</p> <p>※3：その特定発電用原子炉施設が廃棄された後5 年が経過するまでの期間</p> <p>(以下略)</p>	記録項目	保存期間	1. 熱出力	1 0 年間	2. 炉心の中性子束密度	1 0 年間	3. 炉心の温度	1 0 年間	4. 冷却材入口温度	1 0 年間	5. 冷却材出口温度	1 0 年間	6. 冷却材圧力	1 0 年間	7. 冷却材流量	1 0 年間	8. 制御棒位置	1 年間	9. 再結合装置内の温度	1 年間	10. 原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量	1 年間	11. 原子炉内における燃料体の配置	取出後 1 0 年間	12. 警報装置から発せられた警報 <sup>※1</sup> の内容	1 年間	13. 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びにこれらの者の交代の日時及び交代時の引継事項	1 年間	14. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	※2	15. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	※2	16. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	※3	<p>表 1 4 1 - 5</p> <table border="1" data-bbox="1088 220 1924 1120"> <thead> <tr> <th>記録項目</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1. 熱出力</td><td>1 0 年間</td></tr> <tr><td>2. 炉心の中性子束密度</td><td>1 0 年間</td></tr> <tr><td>3. 炉心の温度</td><td>1 0 年間</td></tr> <tr><td>4. 冷却材入口温度</td><td>1 0 年間</td></tr> <tr><td>5. 冷却材出口温度</td><td>1 0 年間</td></tr> <tr><td>6. 冷却材圧力</td><td>1 0 年間</td></tr> <tr><td>7. 冷却材流量</td><td>1 0 年間</td></tr> <tr><td>8. 制御棒位置</td><td>1 年間</td></tr> <tr><td>9. 再結合装置内の温度</td><td>1 年間</td></tr> <tr><td>10. 原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量</td><td>1 年間</td></tr> <tr><td>11. 原子炉内における燃料体の配置</td><td>取出後 1 0 年間</td></tr> <tr><td>12. 警報装置から発せられた警報<sup>※1</sup>の内容</td><td>1 年間</td></tr> <tr><td>13. 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びにこれらの者の交代の日時及び交代時の引継事項</td><td>1 年間</td></tr> <tr><td>14. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果</td><td>※2</td></tr> <tr><td>15. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果</td><td>※2</td></tr> <tr><td>16. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項</td><td>※3</td></tr> <tr><td>17. 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果</td><td>取出後 10 年間</td></tr> </tbody> </table> <p>※1：「警報装置から発せられた警報」とは、技術基準規則第4 7 条第1 項及び第2 項に規定する範囲の警報をいう。</p> <p>※2：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間</p> <p>※3：その特定発電用原子炉施設が廃棄された後5 年が経過するまでの期間</p> <p>(以下略)</p>	記録項目	保存期間	1. 熱出力	1 0 年間	2. 炉心の中性子束密度	1 0 年間	3. 炉心の温度	1 0 年間	4. 冷却材入口温度	1 0 年間	5. 冷却材出口温度	1 0 年間	6. 冷却材圧力	1 0 年間	7. 冷却材流量	1 0 年間	8. 制御棒位置	1 年間	9. 再結合装置内の温度	1 年間	10. 原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量	1 年間	11. 原子炉内における燃料体の配置	取出後 1 0 年間	12. 警報装置から発せられた警報 <sup>※1</sup> の内容	1 年間	13. 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びにこれらの者の交代の日時及び交代時の引継事項	1 年間	14. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	※2	15. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	※2	16. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	※3	17. 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	取出後 10 年間	<p>燃料体取出し後の検査が完了したため記載箇所を保存文書に変更</p>
記録項目	保存期間																																																																							
1. 熱出力	1 0 年間																																																																							
2. 炉心の中性子束密度	1 0 年間																																																																							
3. 炉心の温度	1 0 年間																																																																							
4. 冷却材入口温度	1 0 年間																																																																							
5. 冷却材出口温度	1 0 年間																																																																							
6. 冷却材圧力	1 0 年間																																																																							
7. 冷却材流量	1 0 年間																																																																							
8. 制御棒位置	1 年間																																																																							
9. 再結合装置内の温度	1 年間																																																																							
10. 原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量	1 年間																																																																							
11. 原子炉内における燃料体の配置	取出後 1 0 年間																																																																							
12. 警報装置から発せられた警報 <sup>※1</sup> の内容	1 年間																																																																							
13. 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びにこれらの者の交代の日時及び交代時の引継事項	1 年間																																																																							
14. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	※2																																																																							
15. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	※2																																																																							
16. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	※3																																																																							
記録項目	保存期間																																																																							
1. 熱出力	1 0 年間																																																																							
2. 炉心の中性子束密度	1 0 年間																																																																							
3. 炉心の温度	1 0 年間																																																																							
4. 冷却材入口温度	1 0 年間																																																																							
5. 冷却材出口温度	1 0 年間																																																																							
6. 冷却材圧力	1 0 年間																																																																							
7. 冷却材流量	1 0 年間																																																																							
8. 制御棒位置	1 年間																																																																							
9. 再結合装置内の温度	1 年間																																																																							
10. 原子炉に使用している冷却材及び減速材の純度並びにこれらの毎日の補給量	1 年間																																																																							
11. 原子炉内における燃料体の配置	取出後 1 0 年間																																																																							
12. 警報装置から発せられた警報 <sup>※1</sup> の内容	1 年間																																																																							
13. 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びにこれらの者の交代の日時及び交代時の引継事項	1 年間																																																																							
14. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	※2																																																																							
15. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	※2																																																																							
16. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	※3																																																																							
17. 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	取出後 10 年間																																																																							

注) 下線は変更事項に含まない。

敦賀発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更前）	敦賀発電所原子炉施設保安規定（変更後）	備考
<p>第2編 2号炉</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p><b>（関係法令及び保安規定の遵守）</b></p> <p><b>第202条の2</b> 第204条（保安に関する組織）の組織は、第202条（基本方針）に係る保安活動を実施するにあたり、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるようにする。</p> <p>2. 社長は、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動の方針を第203条(5.3)に規定する品質方針に含めて定め、組織に所属する全員に向けて関係法令及び保安規定の遵守の重要性を周知する。なお、活動の方針は、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>3. 社長は、<u>関係法令及び保安規定の遵守を確実にするため、安全室長が所管するコンプライアンス・安全文化醸成活動推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。第4項の推進委員会の活動に関して、第203条（5.5.2）に規定する管理責任者よりマネジメントレビュー要項に基づき、毎年1回以上第203条（5.6）に規定するマネジメントレビューにて報告を受け、必要な指示をアウトプットに含めて、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動を統括する。</u></p> <p>4. 安全室長は、第2項の活動の方針を受けて、「<u>コンプライアンス・安全文化醸成活動要項</u>」に基づき、推進委員会を運営し、推進委員会による年度毎の活動計画の策定・実施、活動の定着度の評価・分析並びに第3項の社長からの指示及び評価・分析結果を受けた活動の改善を実施することにより、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動を推進する。</p> <p>5. 第205条（保安に関する職務）の職務に従事する者は、第4項の活動計画に基づき、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動を行う。</p> <p>（以下略）</p> <p><u>（安全文化の醸成）</u></p> <p><b>第202条の3</b> 第204条（保安に関する組織）の組織は、第202条（基本方針）に係る保安活動を実施するにあたり、原子力安全を最優先に位置付けた保安活動とするため、安全文化を継続的に醸成する。</p> <p>2. 社長は、<u>安全文化を継続的に醸成するための活動の方針を第203条(5.3)に規定する品質方針に含めて定め、組織に所属する全員に向けて原子力安全を最優先とすることの重要性を周知する。なお、活動の方針は、必要に応じて見直しを行う。</u></p> <p>3. 社長は、<u>安全文化を継続的に醸成するため、安全室長が所管する推進委員会を設置する。第4項の推進委員会の活動に関して、第203条（5.5.2）に規定する管理責任者よりマネジメントレビュー要項に基づき、毎年1回以上第203条（5.6）に規定するマネジメントレビューにて報告を受け、必要な指示をアウトプットに含めて、安全文化を組織全体に継続的に醸成するための活動を統括する。</u></p> <p>4. 安全室長は、第2項の活動の方針を受けて、「<u>コンプライアンス・安全文化醸成活動要項</u>」に基づき、推進委員会を運営し、推進委員会による年度毎の活動計画の策定・実施、安全文化の定着度の評価・分析並びに第3項の社長からの指示及び評価・分析結果を受けた活動の改善を実施することにより、<u>安全文化を継続的に醸成するための活動を推進する。</u></p> <p>5. 第205条（保安に関する職務）の職務に従事する者は、第4項の活動計画に基づき、<u>安全文化を継続的に醸成するための活動を行う。</u></p>	<p>第2編 2号炉</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p><b>（関係法令及び保安規定の遵守）</b></p> <p><b>第202条の2</b> 第204条（保安に関する組織）の組織は、第202条（基本方針）に係る保安活動を実施するにあたり、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるようにする。</p> <p>2. 社長は、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動の方針を第203条(5.3)に規定する品質方針に含めて定め、組織に所属する全員に向けて関係法令及び保安規定の遵守の重要性を周知する。なお、活動の方針は、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>3. 社長は、第4項の安全文化育成・維持活動推進委員会（以下「推進委員会」という。）の活動に関して、第203条（5.5.2）に規定する品質マネジメントシステム管理責任者よりマネジメントレビュー要項に基づき、毎年1回以上第203条（5.6）に規定するマネジメントレビューにて報告を受け、必要な指示をアウトプットに含めて、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動を統括する。</p> <p>4. 安全室長は、第2項の活動の方針を受けて、「<u>安全文化育成・維持活動要項</u>」に基づき、推進委員会を運営し、推進委員会による年度毎の活動計画の策定・実施、活動の定着度の評価・分析並びに第3項の社長からの指示及び評価・分析結果を受けた活動の改善を実施することにより、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動を推進する。</p> <p>5. 第205条（保安に関する職務）の職務に従事する者は、第4項の活動計画に基づき、関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための活動を行う。</p> <p>（以下略）</p> <p>（削除）</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（安全室長の所管する会議の位置付けの明確化）</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（当該委員会は企業倫理に関する事項を含まないため記載を適正化）</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（第3条（品質マネジメントシステム計画）に統合）</p>

注）下線は変更事項に含まない。